

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成25年9月12日(2013.9.12)

【公開番号】特開2012-24912(P2012-24912A)

【公開日】平成24年2月9日(2012.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2012-006

【出願番号】特願2010-176766(P2010-176766)

【国際特許分類】

**B 26 D 3/28 (2006.01)**

【F I】

B 26 D 3/28 6 1 0 P

B 26 D 3/28 6 1 0 L

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月8日(2013.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

次に、食肉スライサーの第2の例について図5を用いて説明する。この第2例は本出願人による特許第4371378号公報に開示された食肉スライサーに本発明を適応させようとするものであって、機体25に軸支された水平軸に取着された丸刃26と、機体25の底部に配設された水平支持軸27を中心としてクランク装置30によって揺動される肉箱28からなる食肉スライサーにおいて、肉箱28が揺動始端部において外向きに傾いて肉箱28に載置した食肉が寄りかかる側の側壁に張設されたコンベヤベルトに代えて本願発明に係るローラーコンベヤ5を装着するようにしたものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

特許第4371378号公報に見られるように側壁部に底部コンベヤと同調して食肉を送り出す側部コンベヤを張設すると送り出しは確実となる反面、側部コンベヤの駆動装置が必要となりその分構造が複雑となり作業後の洗浄のための分解も困難となる。

本例のように駆動装置を必要としないローラーコンベヤ5とすることにより、その問題点が解消される。